

2009年3月26日
mail ニュース
30・通巻219号

自治労連 都庁職

自治労連都庁職員
労働組合
発行人 米山隆史
TEL 03-5381-0250

憲法講演会を開催

自治労連都庁職は3月19日に、都庁九条の会・自治労連東水労などと共同して、「イラク派兵違憲判決から見てくること」と題して、憲法講演会を開催しました。

この講演会は当初、自治労連都職労再雇用・非常勤組合員協議会が企画したのですが、広範な団体に呼びかけた結果、自治労連都庁職、再雇用非常勤協議会、自治労連東水労が主催団体となり、都庁九条の会が協賛団体、さらに憲法をいかに自治体労働者東京連絡会が後援団体となって実現したものです。

都庁九条の会の山田みどりさんの司会で、再雇用非常勤協議会の田代議長が主催者挨拶を行った後、元参議院議員で現在は日本平和委員会代表理事をされている弁護士の内藤功さんが講演を行いました。

内藤さんはレジュメに加えてたくさんの資料を用いながら、まず名古屋高裁判決がなぜ画期的なのかについて話しました。第1にイラクにおける自衛隊の活動について綿密な調査に基づき検証した結果、自衛隊の輸送活動は米軍の武力行使と一体化しており、戦闘地域での活動であること。これはまさしく憲法9条1項に違反していると断じた点です。また、第2に平和的生存権について、すべての人権の基礎にある権利であり、憲法が明言する法的な権利であること、また差し止めや賠償を求めることができる具体的な権利であることを明確にした点です。そして具体的な権利とは、たとえば憲法9条に違反するような国の行為、つまり戦争の遂行、武力の行使、戦争の準備行為などが対象となるということです。

次に、今回の違憲判決は市民運動の成果であることを強調しました。元防衛庁の政務次官であったみのわさんの提訴に始まり、11の地裁、延べ3251人の原告団にまで広がった運動と、内閣法制局の見解に立脚した判決は政府も否定することができませんでした。こうして違憲判決は確定しました。政府は無視を装っていますが、影響を恐れて、田母神論文なども用いながら巻き返しを図ろうとしています。

また、今回の違憲判決は今問題となっているインド洋海上補給やソマリアへの海賊退治を口実とした派兵



に対しても十分な影響力を持つものであり、ソマリア派兵新法が名古屋高裁判決に抵触することは明白です。

最後に内藤さんは、今回の判決をもっともっと多くの人たちに知らせてもらい、改憲勢力に対する国民の監視を強めようではないかと話を結びました。

お話のあと、憲法を生かす自治体労働者東京連絡会の代表世話人である荻原東京自治労連委員長が閉会挨拶を行い、講演会は終了しました。